

「川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会」委員の公募実施要領

1 目的

この要領は、「川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会」委員の公募の実施に当たり、その方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 申込者の資格

委員の公募に申し込むことができる者は、次の要件を充たす者とする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者
- (2) 原則として本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者

3 公募人数

3人（川崎市附属機関等の委員公募実施指針第2条第2項）

4 任期

懇談会の開催期間に合わせるものとする。

5 申込方法等

(1) 申込方法

公募に申し込もうとする者は、原則として市販の用紙等に次に掲げる事項を記載したもの及び小論文等を提出するものとする。

- ア 申し込む附属機関等の名称
- イ 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- ウ 現在の職業
- エ 主な職歴
- オ 市民となった日
- カ ボランティア活動、各種団体での活動、市政モニター等の活動経験
- キ 申し込んだ理由（簡潔に記載）

(2) 提出の方法は、持参又は郵送とする。

(3) 提出された書類は、返却しないものとする。

6 選考方法

(1) 公募委員の選考は、健康福祉局に「川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会公募委員選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が定める選考指針に基づき、書類選考により行う。なお、必要に応じて申込者に面接することができるものとする。

(2) 委員の選考結果に基づき、局長決裁により公募委員を決定する。

(3) 選考の結果は、申込者に通知するものとする。

7 特例

公募実施の結果、次に掲げるいずれかの場合は、公募人数に満たない人数に限り、公募によらないで委員を選任することができるものとする。

- (1) 申込者が公募人数に満たなかったとき。
- (2) 申込者の全部又は一部が申込資格を満たさないことにより、公募人数に満たなかったとき。
- (3) 選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき。

8 その他

選任された委員には、会議に出席するたびに、所定の報償費を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
(「川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」委員の公募実施要領の廃止)
- 2 「川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」委員の公募実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。